指　定　書

|  |
| --- |
| 国住参建第○○○○号 |
| 令和　年 月 日 |

株式会社○○○○

代表取締役社長　○○　○○　様

国土交通大臣　●●　●●

下記のあと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の許容応力度及び材料強度について、平成13年国土交通省告示第1024号第１第14号及び第２第13号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

1. 名称

○○○アンカー（接着系あと施工アンカー（注入方式カートリッジ型））

1. 指定する数値
2. あと施工アンカーの接合部の引張りの許容応力度及び材料強度

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類位置 | 許容応力度（N/㎟） | 材料強度（N/㎟） |
| 長期 | 短期 |
| アンカー筋の断面 | $$\frac{σ\_{y}}{1.5}$$ | $$σ\_{y}$$ | $$σ\_{y}$$ |
| コーン状破壊を生じるコンクリートの断面 | $$\frac{0.23\sqrt{σ\_{B}}}{3.0・F\_{safe}}$$ | $$\frac{0.23\sqrt{σ\_{B}}}{1.5・F\_{safe}}$$ | $$\frac{0.23\sqrt{σ\_{B}}}{1.0・F\_{safe}}$$ |
| 付着破壊を生じるコンクリートの断面 | $$\frac{τ\_{std}\sqrt{\frac{σ\_{B}}{21}}}{3.0・F\_{safe}}$$ | $$\frac{τ\_{std}\sqrt{\frac{σ\_{B}}{21}}}{1.5・F\_{safe}}$$ | $$\frac{τ\_{std}\sqrt{\frac{σ\_{B}}{21}}}{1.0・F\_{safe}}$$ |

1. あと施工アンカーの接合部のせん断の許容応力度及び材料強度

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類位置 | 許容応力度 | 材料強度 |
| 長期 | 短期 |
| アンカー筋の断面 | $\frac{σ\_{y}}{1.5\sqrt{3}}$　又は　$\frac{0.4\sqrt{E\_{c}・σ\_{B}}}{3.0・F\_{safe}}$のいずれか小さい方の数値※ | $\frac{σ\_{y}}{\sqrt{3}}$　又は　$\frac{0.4\sqrt{E\_{c}・σ\_{B}}}{1.5・F\_{safe}}$のいずれか小さい方の数値※ | $\frac{σ\_{y}}{\sqrt{3}}$　又は　$\frac{0.4\sqrt{E\_{c}・σ\_{B}}}{1.0・F\_{safe}}$のいずれか小さい方の数値※ |

 $※ 500\leqq \sqrt{E\_{C}･σ\_{B}}\leqq 900とし、500未満の場合は適用外とし、900超の場合は900とする。$

1. あと施工アンカーの接合部の許容応力度及び材料強度の算定に係る係数
	1. 付着基準強度 $τ\_{std}$

強度指定を受けようとするあと施工アンカーの種類に応じて必要な技術資料に基づいて規定されます。

10又は15 N/㎟

* 1. アンカー筋の降伏点強度 $σ\_{y}$

|  |  |
| --- | --- |
| アンカー筋の種類 | 降伏点強度（N/㎟） |
| SD295 | 295 |
| SD345 | 345 |

* 1. アンカー筋を埋込む部材のコンクリートの圧縮強度 $σ\_{B}$

別添２に規定する設計指針で定めた母材コンクリートの圧縮強度の設定根拠に基づく値

※ただし、普通コンクリート　　　13.5 N/㎟以上 36 N/㎟以下

　　　　　軽量コンクリート１種　18 N/㎟以上 36 N/㎟以下　の範囲であること。

* 1. アンカー筋を埋込む部材のコンクリートの静弾性係数 $E\_{C}$

別添２に規定する設計指針で定めた母材コンクリートの静弾性係数の設定根拠に基づく値

* 1. 母材コンクリートで定まる接着系あと施工アンカーの許容応力度及び材料強度設定に用いる安全率 $F\_{safe}$

$$F\_{safe} = α\_{1}･α\_{2}･α\_{3}･α\_{4} = 1.5$$

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| $α\_{1}$：材料係数 | $α\_{2}$：ひび割れ係数 | $α\_{3}$：施工係数 | $α\_{4}$：設計係数 |
| 1.0 | 1.5 | 1.0 | 1.0 |

1. 適用範囲

許容応力度及び材料強度の数値の適用は、あと施工アンカー単体の品質管理及び当該あと施工アンカーを用いた構造部材の設計及び施工を、以下の有効期限が規定された別添（有効期限を超過したものにあっては、当該別添を更新したものを含む。）に基づき行う場合に限る。

あと施工アンカー単体　　　　　　　：　○○○○－●●●●●●（別添１）

あと施工アンカーを用いた構造部材　：　○○○○－●●●●●●（別添２）

あと施工アンカーの種類に応じて必要な技術資料

（注意）この指定書は、大切に保存しておいてください。